

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人岡山県高等学校野球連盟と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本学生野球憲章に基づき、岡山県の高等学校野球の健全な発達を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高等学校野球の普及、振興、指導および監督
- (2) 高等学校野球大会ならびに試合の開催および協力
- (3) 高等学校野球の調査・研究
- (4) 高等学校野球選手、部員等のスポーツ外傷予防・健康増進
- (5) 高等学校野球に関する講習会・研究会の開催
- (6) 野球を通じた国際交流、国際相互理解の推進
- (7) 高等学校野球に関する関係諸団体との協力・提携
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事項

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

設 立 者 岡山県高等学校野球連盟

主たる事務所 岡山県岡山市北区伊福町4丁目3番92号

岡山県立岡山工業高等学校内

拠 出 財 産 金銭

価 額 金2000万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として第5条の財産のうち金500万円を、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成す

るために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処理しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(剰余金の分配)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長がこれを作成し、定時評議員会開催までに理事会の決議を経て、定時評議員会にて報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 事業年度の開始日から定時評議員会開催日までの予算について、会長は予算成立の日まで、前年度の収入支出実績に準じて収入支出することができる。
- 3 同条第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧の供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織、事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 選任する評議員については、別に理事会で定め評議員会の第20条第1項の承認を得た運営規程（以下、「運営規程」という。）に基づき選任するものとする。
- 3 各評議員について、当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める費用に関する規程に従う。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める運営規程による。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認

- (8) 運営規程の制定、変更及び廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、評議員会の開催日の10日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で通知を発しなければならない。
- 3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を解任する議案を決議するに際しては、解任の決議を行う評議員会において、その理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員全員（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事、5名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてならない。監事についても、同様とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 選任する理事については、運営規程に基づき選任するものとする。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事（専務理事及び常務理事）は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、4箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める費用に関する規程に従う。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める運営規程による。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 運営規程の制定、変更及び廃止案の決定
- (5) 評議員会で定めるもの以外の規程等の制定、変更及び廃止
- (6) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (7) その他この法人の業務の執行に関する事項（評議員会の決議を要する事項を除く。）

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集するときは、会長は各理事及び監事に対して付議すべき事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長が行う。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 その他

(顧問)

第35条 この法人に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 その他顧問に関することは、運営規程に従う。

(各種委員会)

第36条 この法人には、各種委員会を設けることができる。

- 2 各種委員会の名称、委員、その他必要な事項は、別に理事会で定める委員会規程に従う。

(加盟校)

第37条 この法人における加盟校とは、運営規程により、加盟した高等学校とする。

(その他の組織の運営に関して)

第38条 この法人の組織に関するその他の事項は、別に理事会で定める規程に従う。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告によって行う。

2 事故その他止むを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(変更に関して)

・第9条を平成26年2月22日変更